

東洋大学甫水会

# 諸規程集

---

# 東洋大学甫水会 諸規程集 目次

## 1. 組織運営

東洋大学甫水会 会則	P.1
東洋大学甫水会 役員選考委員会規程	P.8
東洋大学甫水会 役員選考の基本方針	P.9
東洋大学甫水会 甫水会費取扱細則	P.10
東洋大学甫水会 個人情報の保護に関する取扱基準	P.11
東洋大学甫水会 特定個人情報に関する取扱基準	P.13
東洋大学甫水会 行動規範	P.16

## 2. 支部

甫水会の支部主催行事等援助金支給規程	P.17
東洋大学甫水会 地区別支部長会議内規	P.18

## 3. 奨学金・弔慰金

東洋大学甫水会 奨学生規程	P.19
東洋大学甫水会 奨学生選考基準内規	P.21
東洋大学甫水会 弔慰金に関する規程	P.22

## 4. 援助・表彰

甫水会の「学生クラブ・サークル、学術研究援助」表彰等基準（内規）	P.23
甫水会の「学生クラブ・サークル、学術研究援助」表彰等基準（細則）	P.25

## 5. 旅費・手当

東洋大学甫水会「役員、評議員、本部事務嘱託者」の処遇に関する規程	P.27
甫水会 本部役員の体育会応援基準（内規）	P.29

## 6. 人事

嘱託者雇用に関する要綱	P.30
東洋大学甫水会事務局長の責任事項および権限に関する内規	P.31

## 7. 調達規程

	P.32
--	------

# 東洋大学甫水会 会則

制定	1959年1月16日	
改正	1977年4月1日	1978年6月4日
	1984年5月20日	1985年5月18日
	1992年5月23日	1993年5月22日
	1994年1月1日	1996年4月1日
	1998年1月1日	1999年5月12日
	1999年5月22日	2000年5月27日
	2001年5月26日	2001年8月1日
	2002年12月14日	2005年5月21日
	2014年6月1日	2015年4月1日
	2016年4月1日	2021年6月1日
	2024年5月25日	

## 第1章 総則

**第1条** この会は、東洋大学甫水会という。

**第2条** この会は、本部を東京都文京区白山5丁目28番20号に置く。

## 第2章 目的および事業

**第3条** この会は、東洋大学（以下「大学」という）学生の父母又は保証人相互間の連絡を密にし、大学の興隆発展に協力するとともに、大学と協力して学生の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

**第4条** この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支部の組織強化に関すること
- (2) 教育の充実強化に関すること
- (3) 学生の文化、体育活動などに関すること
- (4) 学生の就職、福利厚生に関すること
- (5) 会報の発行
- (6) 父母又は保証人の文化活動の促進
- (7) 大学への協力及び支援に関すること
- (8) その他必要と認める事業の推進

## 第3章 会員

**第5条** この会の会員は、大学に在学する学生の父母又は保証人で、甫水会費を納入した者とする。ただし、外国人留学生の父母又は保証人は、除くものとする。

## 第4章 役員

**第6条** この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 2名  
常任理事 9名（会長、副会長を含む）  
理事 10名  
監事 2名

- 2 役員は、役員選考委員会（別に定める）で役員候補者として選出され、理事会・評議員会に諮り選任する。
- 3 役員選考委員会は、以下の各号に基づいて、役員候補者の選考を行う。
- (1) 会長候補者、および副会長候補者の選考は、役員候補者の中から選出する。
  - (2) 常任理事候補者は、各支部、および学校法人東洋大学が推薦するものとし、推薦者の中から候補者9名を以下の項に基づき、選考する。
    - 1) 常任理事候補者の内8名は、各支部からの推薦者とする。
    - 2) 常任理事候補者の内1名は、学校法人東洋大学からの推薦者とする。
  - (3) 理事候補者は、北海道・東北・関東・甲信越・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州（含・沖縄）の各地区内で、支部長の互選により選出された、地区長をもってこれに当てる。
  - (4) 監事候補者は、各支部からの推薦者とする。

**第7条** 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理し、または代行する。

**第8条** 理事は、常任理事とともに理事会を構成し、次の業務を処理する。

- (1) 評議員会が決定した事項
- (2) 業務の企画立案
- (3) 評議員会から委任された事項
- (4) その他必要と認める事項

- 2 理事会は、評議員会の建議、答申、要望事項を処理した場合には次回の評議員会に報告しなければならない。

**第9条** 常任理事は、会長、副会長とともに常任理事会を構成し、次の業務を執行する。

- (1) 理事会が決定した事項
- (2) 予算の執行
- (3) 会報の編集発行
- (4) その他必要と認める事項

**第10条** 監事は、この会の業務および会計の監査を行う。

**第11条** この会の役員は、評議員会において選出する。

- 2 会長、副会長および常任理事は、すべて理事となる。

**第12条** この会の役員はすべて評議員となる。ただし、監事は評議員の資格を兼ねないものとする。

**第13条** 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じ、その定数の4分の1を超えた場合は、3ヵ月以内に補充しなければならない。
- 3 補欠で選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第14条** 役員が辞任するときは、会長・副会長にその事由を申し出て、常任理事会の同意を得るものとする。

**第15条** 役員は任期満了後、もしくは改選後においても、後任者が就任するまでその業務を続けなければならない。

**第16条** 役員に業務上ふさわしくない行為のあったとき、またはこの会の名誉を著しく傷つけたときは、常任理事会の発議により、評議員会に諮り、適当な措置を行うことができる。

**第17条** 役員は無給とする。ただし、業務に関与した場合は、別に定めるところにより、実費を支給する。

## 第5章 顧問

**第18条** この会は、満期退任役員の中から顧問を置くことができる。

2 事務局経験者の顧問を、置くことができる。

**第19条** 顧問は、理事会の議を経て評議員会に諮り、会長が委嘱する。

2 顧問は、常任理事会の諮問に応じて助言するものとする。

3 顧問は、会長の命を受けて、甫水懇談会その他の行事に参加することができるものとする。

4 顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 評議員

**第20条** この会に評議員80名以内を置く。

2 評議員は、支部長をもってこれに当てる。ただし、支部長が監事に選任された場合、もしくは会員数が1,000名を超える支部は、支部長以外に1名の評議員を選出するものとする。

3 評議員会の代理出席については、支部長の指名する支部役員とする。

**第21条** 評議員は評議員会を構成し、次の事項を審議し決定する。ただし、必要な事項は甫水会報に記載すると共に、支部総会・甫水懇談会で報告するものとする。

- (1) 役員の選出に関すること
- (2) 会則の改正に関すること

- (3) 事業計画および事業報告に関すること
- (4) 予算および決算に関すること
- (5) 重要な資産の取得および処分に関すること
- (6) その他必要と認める事項

**第 22 条** 評議員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 7 章 会議

**第 23 条** 常任理事会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 常任理事在数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して請求があった場合は、会長は 10 日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 常任理事会は、常任理事定数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。ただし、当該事項につき、あらかじめ書面をもって意思表示したものは出席とみなす。
- 4 常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 常任理事会における審議・承認は、郵便、ファックス、電子メール等の手段を利用した文書会議形式、もしくはオンライン会議形式により行うことができるものとする。

**第 24 条** 理事会は、会長が年 1 回以上招集し、その議長となる。

- 2 理事会の招集、成立、議決については、第 23 条第 2 項・第 3 項・第 4 項の規定を準用する。
- 3 理事会における審議・承認は、会則第 23 条第 5 項の規定を準用する。

**第 25 条** 評議員会は、会長が招集する。

- 2 評議員会の議長および副議長は、評議員会においてその都度互選する。
- 3 評議員会の招集、成立、議決については、第 23 条第 2 項・第 3 項・第 4 項の規定を準用する。
- 4 評議員会における審議・承認は、会則第 23 条第 5 項の規定を準用する。

**第 26 条** 理事会および評議員会には議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名の署名捺印をうけ、これを保存する。

## 第 8 章 甫水懇談会

**第 27 条** 甫水懇談会は、会長が年 1 回招集する。

- 2 甫水懇談会は、関東地区支部（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・

群馬県の15支部)は、学生の在籍する各校舎で開催する。

3 関東地区支部(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県の15支部)以外の支部は、各支部で開催する行事の中で開催する。

**第28条** 甫水懇談会は、大学と父母又は保証人が在籍する学生の学業及び生活に関し、相互に理解と協力を深めるため連絡を密にし、大学の教育及び研究に必要とする行事を実施する。

- (1) 各学部の現状報告
- (2) 学生の履修・成績に関する相談
- (3) 学生の就職、福利厚生に関する相談
- (4) 教職員と父母又は保証人との懇談
- (5) 在籍する学生の学内施設(展示資料含む)の見学
- (6) その他必要と認める事項

2 甫水懇談会は、大学が実施する諸行事をもって、これを読み替えることができる。

## 第9章 資産および会計

**第29条** この会の資産は次のとおりとする。

- (1) この会の財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 甫水会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

**第30条** この会の財産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であって、寄付者の指定があるものは、その指定に従う。

**第31条** この会の資産は、会長が管理し運用する。

2 基本財産は、評議員会の議決を経て、確実な有価証券、信託預金または郵便定期貯金、銀行定期預金として会長が保管する。

**第32条** 基本財産は消費し、または担保に供してはならない。ただし、この会の事業遂行上やむをえない事情があるときは、評議員会の議決を経て、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

**第33条** この会の事業遂行に要する費用は、甫水会費および資産から生ずる果実、事業に伴う収入・寄付金品等の運用財産によってまかう。

**第34条** この会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度に会長が作成し、常任理事会および理事会の審議を経、評議員会の議決を得なければならない。事業計画および収支予算を変更したときも同様とする。

**第34条の2** 会長は、やむを得ない事由により予算の追加その他の変更をするときは、補正予算を編成する事ができる。

**第34条の3** 予測し難い経費の支出に充てるため、予備費として相当の金額を予算に計上することができる。

**第34条の4** 予算の執行にあたり、やむを得ない事由により予算科目の流用が必要な場合は、各科目間で流用することができる。

**第35条** この会の収支決算は、毎会計年度に会長が作成し、財産目録および事業報告書とともに監事の意見をつけ、評議員会の議決を得なければならない。

2 この会の収支決算の余剰金があるときは、評議員会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

**第36条** 収支予算で定めたものを除いて、新たに義務を負担し、または権利を放棄しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。ただし、その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金については常任理事会の議決によるものとする。

**第37条** 甫水会費は、次の通りとする。

2 甫水会費は、年額5,000円とし、学生の入学時並びに以後毎年授業料払込時に納入するものとする。

**第38条** この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 地区および支部

**第39条** この会の連絡を密にし、組織を充実強化させるため、地区および支部を設ける。

**第40条** 地区は全国を分けて10地区とし、各地区に地区長を置く。

2 地区長は、各地区内支部長の中から支部長の互選により選出する。

3 地区長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 地区長は、地区内の支部長を代表して理事となり、第8条の理事会に出席してその業務を処理する。

**第41条** 支部は、都道府県に1支部を置く。ただし、東京都、北海道、埼玉県および千葉県には複数の支部を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、2以上の支部運営権を統合して1支部とみなすことができる。統合後も地域支部としての存続を認め、これを基に支部運営費を交付する。また、分割し

て複数支部とすることができます。

- 3 支部は、本部との連絡を密にし、特に次の事項については直ちに本部に報告しなければならない。
- (1) 支部長および副支部長の改選
  - (2) 支部事務所の変更
  - (3) 支部規約の改正
  - (4) 支部会計報告(年1回)
  - (5) その他必要な事項

## 第11章 事務局

**第42条** この会に事務局を設け、嘱託の事務局長および事務員若干名を置く。

2 「嘱託者の採用」は、別に定める「嘱託者雇用に関する要綱」によるものとする。

**第43条** 事務局長は、会長の命を受けて事務員を指揮監督し、この会の事業実施、資産の管理などの事務を処理する。

2 事務局長は、常任理事会および理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

**第44条** 事務局長および事務員は、常任理事会の議を経て会長がこれを任免する。

## 第12章 会則の改正および解散

**第45条** この会則の改正は、理事会または評議員会のいずれかの発議に基づき、評議員会で出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

**第46条** この会は、評議員の3分の2以上の同意を得なければ解散することはできない。

2 解散による残余財産は、評議員会の議決を経て学校法人東洋大学に寄付するものとする。

## 第13章 補則

**第47条** この会則について必要な細則は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

## 附 則

- 1 この会則は、2024年5月25日から施行する。  
(甫水会費に関する経過措置)
- 2 平成9年度以前の入学者で退学・除籍になっていた者が復学した場合は、平成11年5月22日より施行されている旧規程による。

# 東洋大学甫水会 役員選考委員会規程

制定 2005年5月21日

改正 2021年6月1日

2024年2月3日

## (目的)

**第1条** 東洋大学甫水会の次期役員を選考するため、東洋大学甫水会・役員選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

**2** 委員会は、東洋大学甫水会会則第2章の目的および事業、第3条・第4条各項の事業執行・遂行等にかかる業務分担に鑑み、第4章・第6条の役員の選考について、各地区別支部長会議において、役員候補者原案を提示し、承認を得る。

## (審議事項)

**第2条** 委員会は、東洋大学甫水会役員の選考に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 東洋大学甫水会会長候補者・副会長候補者の選考に関する事項
- (2) 東洋大学甫水会常任理事候補者（大学推薦者を除く）の選考に関する事項
- (3) 東洋大学甫水会理事候補者に関する事項
- (4) 東洋大学甫水会監事候補者の選考に関する事項

## (構成)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる役員選考委員をもって構成する。

- (1) 東洋大学甫水会（会長・副会長を含む）常任理事5名
- (2) 東洋大学甫水会理事10名

## (委員長)

**第4条** 委員会に役員選考委員会委員長（以下「委員長」という。）を置く。

- (1) 委員長は、委員の互選により指名した委員がこれに当たる。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- (3) 委員長に事故あるときは、委員長が指名した副委員長がその職務を代行する。

## (召集および定足数)

**第5条** 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- (1) 委員会の議長は委員長がこれに当たる。
- (2) 委員会は、委員の4分の3以上（委任状を含む）の出席により成立とする。
- (3) 委員が欠席する場合は、委員長宛の委任状をもって出席とみなす。
- (4) 議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- (5) 可否同数の場合は、議長が決する。

## (改廃)

**第6条** この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

## 附 則

この規程は、2024年2月3日から施行する。

# 東洋大学甫水会 役員選考の基本方針

制定 2014年2月22日  
改定 2024年2月3日

- 1 甫水会の趣旨・目的を理解し、会員、学生及び大学のために尽力する意思を有する者であること
- 2 毎月開催される常任理事会及び諸会議並びに甫水会諸行事に出席・参加することについて、支障がない者であること
- 3 在学学年のバランス構成を考えた選考とすること
- 4 複数年度にわたり、役員として本部事業の運営業務を行うことができる者が望ましいこと
- 5 現在の役員は、原則として再任できること
- 6 会長は、役員活動における貢献が著しく、また、甫水会の適正かつ効率的、効果的運営能力を有すると認められる者であること
- 7 副会長は、役員活動における貢献があるか又は期待できる者であり、会長の職務を適切に補佐し、会長の業務を代行できると認められる者であること
- 8 この基本方針の変更は、常任理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

# 東洋大学甫水会 甫水会費取扱細則

制定	1971年 2月 27日
改定	1992年 5月 23日
	1993年 5月 22日
	1994年 1月 1日
	2000年 10月 1日
	2003年 4月 1日
	2015年 4月 1日
	2024年 5月 25日

**第 1 条** 東洋大学甫水会（以下「本会」という。）は、甫水会費の取扱について本細則を定める。

**第 2 条** 会員の甫水会費納入は、次により取扱うものとする。

- (1) 学部第1部に在学する個々の学生の父母又は保証人は、全員会員となり、甫水会費を東洋大学への委託徴収により納入するものとする。
- (2) 学部第2部に在学する個々の学生の父母又は保証人は、任意加入とし、加入者の甫水会費納入は、本会が送付する「振込通知書」により所定期日までに納入する。

**第 3 条** 甫水会費を納入した会員の所属する支部会員数の算定は、毎年 6 月 1 日現在とする。従って、期間中の異動は算定の対象としない。

**第 4 条** 会員の納入した甫水会費は、支部会員数に当該年度の会員数等を基準とした金額を乗じた額を各支部に交付する。

2 交付は、口座振替送金によるものとする。

**第 5 条** この細則の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

## 附 則

この細則は、2024年5月25日から施行する。

# 東洋大学甫水会 個人情報の保護に関する取扱基準

制定 2004年 5月 22日

改定 2023年 5月 27日

2024年 2月 3日

## (目的)

**第1条** この基準は、東洋大学甫水会の個人情報の保護に関する遵守すべき事項を定め、個人の権利、利益を保護することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この基準において「個人情報」とは、東洋大学甫水会員およびその学生に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

2 この基準において「個人情報データベース」とは、学校法人東洋大学が有する個人情報を含む情報の集合物の中から、甫水会本部が特定の個人情報をPC及びスマートフォンなどの電子機器を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。

3 この基準において「個人情報取扱事業者(以下「情報取扱者」という)」とは、個人情報データベースを用い情報を提供する甫水会事務局をいう。

## (甫水会本部)

**第3条** 甫水会で保有する個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 会員氏名
- (2) 会員住所・郵便番号・電話番号
- (3) 会員勤務先・電話番号
- (4) 学生氏名
- (5) 学生学年、性別、所属学部学科
- (6) 学生学籍番号
- (7) 学生出身高等学校
- (8) 会員メールアドレス

2 情報取扱者は、第1項に掲げる個人情報が不要になったとき、直ちに消去・廃棄するものとする。

3 甫水会は、保有する個人情報を適正に管理しなければならない。

## (甫水会支部)

**第4条** 甫水会支部(以下「支部」という)が保有する個人情報は、その支部に所属する会員の第3条第1項第1号、第2号、第4号、第5号および第6号に規定するものとする。

2 支部への個人情報の提供は、前項に規定する個人情報を網羅した支部会員名簿および必要に応じて作成する宛名シートによるものとし、支部長に送付する。この場合、電子データでの作成は行わない。

3 第3条第1項第3号および第7号について支部長から情報提供の申し出があった場合、事情により所定の手続を経て甫水会会长の許可を得るものとする。

4 支部長は、支部会員の個人情報を適正に管理しなければならない。

( 支部での名簿作成 )

第5条 個人情報の入った支部会員名簿を支部で作成することは、禁止する。ただし、役員名簿はこの限りではない。

2 支部運営上やむを得ず作成する必要がある場合は、甫水会会长の許可を得るものとする。ただし、この場合、学籍番号は省かなければならない。

( 第三者への提供禁止 )

第6条 第4条および第5条に規定する個人情報は、甫水会本部が行う発送業務および学生総合補償制度に関する業務並びに支部が行う発送業務のための委託を除いて、第三者への提供を禁止する。

2 発送業務を委託するときは、個人情報の保護のため、個人情報守秘義務契約等の契約を交わし、委託先の監督を厳格にしなければならない。

( 個人情報データベースの管理 )

第7条 情報取扱者は、個人情報データベースの維持・管理をするとともに、第三者への個人情報の流出を防止しなければならない。

( 奨学生選考書類 )

第8条 東洋大学甫水会奨学生規程第7条に規定する必要書類一式は、常任理事会での選考後、回収のうえ廃棄する。

( 責務 )

第9条 情報取扱者および支部長は、個人情報の適正な取り扱いを確保し、この基準を遵守する責務を有する。

( 基準の改廃 )

第10条 この基準の改廃は、常任理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この基準は、2024年2月3日から施行する。

# 東洋大学甫水会 特定個人情報に関する取扱基準

制定 2016年6月1日

## (目的)

**第1条** この基準は、東洋大学甫水会（以下、「甫水会」という。）における「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）等、以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めによる個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第2条** 本基準において「特定個人情報等」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

## (取扱い業務の範囲)

**第3条** 甫水会で個人番号を取り扱う事務は、次の通りとする。

- (1) 事務嘱託者の所得税法等の税務関連の届け出事務
- (2) 事務嘱託者の社会保険及び労働保険関連の届け出事務
- (3) 報酬・料金等の支払調書作成事務
- (4) 上記以外で必要となる番号法その他関連法令に係る行政機関への届け出事務

## (届け出事務の取扱い)

**第4条** 前条に定める届け出事務については、支部を含めて甫水会本部事務室にて一括対応する。

## (組織体制及び役割)

**第5条** 特定個人情報等の取扱いに際しての組織体制は、以下の通りとする。

- (1) 総責任者 : 会長
  - (2) 事務取扱責任者 : 事務局長
  - (3) 事務取扱担当者 : 会計担当事務員 1名
- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱い、その状況を確認して執務記録を作成、保存するものとする。
- 3 事務取扱責任者は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行う。情報漏洩発生時又はその可能性が疑われる場合は、速やかに原因究明して総責任者に報告する。
- 4 総責任者は、本基準を遵守させるための教育訓練を行い、苦情や相談等に対する適切な対応責任を負う。特定個人情報等の管理運営方法に情報漏洩の可能性がある場合は、是正に向けて指図する。

### (守秘義務)

**第 6 条** 特定個人情報を取り扱うすべての者は、徹底した守秘義務の中で業務を遂行し、特定個人情報等の保護に十分な注意を払わなければならない。

### (取扱い方法)

**第 7 条** 特定個人情報等の取扱いについては、紙媒体に限定し、電子データでの取扱いは行わない。

2 第3条に定める届出書を作成等においては、パソコン等の使用によるデータ保存を行わない。

3 特定個人情報等を取扱う書類等を保管する場合は、施錠できるキャビネット等に保管し、保管及び運用については、事務取扱責任者が責任を負う。

### (個人番号の取得及び本人確認)

**第 8 条** 第3条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。

ただし、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなときは、契約等の締結時に個人番号の提供を求めることができる。

3 本人又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、関係法令等に基づく本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求める。

4 個人番号の提供の要求又は本人確認に応じない場合には、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応ずるように求めるものとする。それにもかかわらず、個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録するものとする。

### (個人番号の利用)

**第 9 条** 第3条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。

なお、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず保有している個人番号を利用することができる。

### (本人確認書類の保存)

**第 10 条** 提出された本人確認書類は、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間又は法定保存期間が終了するまでの間、第7条第3項の定めに基づき保存する。

### (開示、訂正)

**第 11 条** 保有する特定個人情報等については、適法かつ合理的な範囲に限り開示することとし、特定個人情報等の本人より訂正の申出があったときは、速やかに対応する。

**(第三者提供)**

**第12条** 特定個人情報等の第三者への提供については原則として行わない。

**(特定個人情報等の廃棄)**

**第13条** 保管期間を経過した書類等について、復元不可能な手法により廃棄する。

**(届け出記録の保存)**

**第14条** 第3条における届け出の記録等を残す場合は、特定個人番号の部分を削除したうえで保存する。

**(所管官庁等への報告)**

**第15条** 総責任者は、特定個人情報等の漏えいの事実又は漏えいの恐れを把握した場合には、直ちに特定個人情報保護委員会及び所管官庁に報告する。

**(罰則)**

**第16条** 本規準に違反した者に対しては、雇用契約又は法令に照らして処分を決定する。

**(基準の改廃)**

**第17条** この基準の改廃は、常任理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

**附 則**

この基準は、2016年6月1日より実施する。

# 東洋大学甫水会 行動規範

制定 2014年 7月 1日

改定 2024年 5月 25日

東洋大学甫水会(以下「本会」という。)の運営に携わる役員、事務局職員その他関係者は、本会の目的(東洋大学学生の父母又は保証人相互間の連絡を密にし、大学の興隆発展に協力するとともに、大学と協力して学生の心身の健全な発達を図ること)及び本会の使命を認識理解し、その職務及び役割の遂行に際して、誠実で高い倫理観と法令遵守のもとで、本会の事業を効率的かつ効果的に達成するために、次の行動を実践します。

## 1 健全な環境の構築

私たちは、本会の目的及び事業を達成するために一致協力し、自らが進んで健全な環境を維持及び整備するとともに、お互いの人格及び人権を尊重し、いかなる差別、ハラスメントも行いません。

## 2 法令等の遵守

私たちは、法令や社会規範を遵守し公序良俗に反する行為を厳に慎みます。また、本会の諸規程を誠実に守り、業務上知り得た情報は適切に管理し、保持に努め、良識に従って行動します。

## 3 東洋大学との協力

私たちは、本会に求められる事業の実施及び推進に当たって、東洋大学と協力し、又東洋大学一体となって、目的達成のために取り組みます。

## 4 資産等の適正な管理

私たちは、本会が学生の父母又は保証人からの会費によって運営されていることを認識し、資産及び資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的にのみ使用します。また、取引先の選定に当たっては、合理的かつ公正に行い、さらに自己の立場を利用した取引は行いません。

## 5 甫水会支部への適用

本会は、本会の活動を効果的に達成するために、甫水会支部活動に関わる者に対しても、この行動規範に準じた誠実で高い倫理観と法令遵守のもとで、適切な行動を求めることがあります。

# 甫水会の支部主催行事等援助金支給規程

制定	2004年4月1日	
改定	2005年5月21日	2006年5月20日
	2010年5月22日	2011年5月28日
	2015年6月1日	2016年6月1日
	2021年6月1日	2024年2月3日

**第1条** 支部が主催する行事等について援助金を支給する場合は、この規程による。

**第2条** 援助金支給の対象となる支部行事は、支部会員全体を対象とした支部主催行事で、就職説明（懇談）会、講演会、大学関連施設見学会、本学学生の文化・体育活動の応援会、演奏会、発表会、サークル・クラブの合宿訪問、および学生が参加する祭事等である。また父母又は保証人の連携を密にするための研修会、交流会等を含むものとする。

**第3条** 援助金を申請する支部は、所定の書式に加え、当該行事終了後の支部運営費残高が分かる書類（出納帳のコピー等）を添付し、本部に申請する。  
なお、他支部と共同開催する際、援助金申請は支部ごとに経費を算出し、提出することとする。

2 経費総額には、当該支部主催行事における講師の講演料、講師の交通費、会場費、冊子等の制作費、通信費の他に、支部業務執行ガイドラインに沿った支部の支出金額の総額をいう。なお、この経費総額に飲食費は含まれないものとする。

**第4条** 本部は、支部の申請に基づき常任理事会において審査のうえ、第2条に記載のある行事毎に10万円の範囲内で年度2回を上限に援助する。ただし、申請支部の繰越金等を考慮のうえ、援助金を支給する。

2 支部主催行事等援助金支給規程の定める援助金については、経費総額の1/2以下、または10万円のうち、いずれか低い金額を上限として援助することができる。

**第5条** 小規模支部が講演会など経費の掛かる行事を企画する場合、援助金申請時に当該支部からの申し出により、第4条の援助金を先に受け取ることが出来る。この場合は常任理事会で審査のうえ承認することとする。行事終了後に報告書を提出し、残金があれば精算することとする。

**第6条** 支部主催行事等を同じ日に複数開催する場合の援助は、1回開催分とする。

**第7条** 支部主催行事については、別に定める支部業務執行ガイドラインに沿ったものとする。

**第8条** この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の了承を得る。

## 附 則

1 この規程は、2024年2月3日から施行する。

# 東洋大学甫水会 地区別支部長会議内規

支  
部

制定 1971年10月30日  
改定 1993年5月22日  
1994年1月1日  
2001年5月26日  
2024年5月25日

**第1条** この内規は、会則第39条に基づき、地区別支部長会議に関する内規を定める。

**第2条** 地区別支部長会議は、会則第39条に基づき招集し、当該地区支部長を招集し、支部長をもって構成する。

**第3条** 地区別支部長会議は、会則第39条の目的を達成するための協力会議にして、何ら理事会、評議員会の決定を妨げるものではない。

**第4条** 地区別支部長会議は、次の事項について協議する。

- (1) 理事会の諮問事項
  - ① 予算について
  - ② 役員候補者原案
  - ③ その他
- (2) 評議員会から委任された緊急事項
  - ① 次年度以降の地区長および役員選考委員について
  - ② 地区別支部長会議の開催場所
- (3) 今後の甫水会本部、支部及び地区について

**第5条** この内規の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

## 附 則

この内規は、2024年5月25日から施行する。

# 東洋大学甫水会 奨学生規程

制定	1971年2月27日	
改正	1978年5月11日	1985年5月18日
	1986年4月1日	1993年5月22日
	1994年1月1日	2000年10月1日
	2002年4月1日	2009年5月23日
	2010年5月22日	2018年11月10日
	2022年4月9日	2024年2月3日

**第1条** 東洋大学甫水会(以下「本会」という。)は、会員が不測の事故(重病、死亡、罹災、失業等)により、家計の事情に急変が生じたために学生の修学が困難となったときは、当該会員の学生の出願に基づき、この規程を適用し、所定の選考に合格したものを奨学生に採用して奨学生を給付する。

- 2 前項以外に、次の各号に該当する学生を奨学生に採用することができる。
- (1) 外国人留学生で成績優秀者
  - (2) 経済的困窮で修学または円滑な就職活動が困難な者

**第2条** 奨学生の選考については、次の場合に行う。

- (1) 本会会員の学生からの出願があった場合
- (2) 本会からの募集に対して、応募があった場合
- (3) 東洋大学からの推薦または申し入れのあった場合
- (4) 本会本部役員または支部長からの申請があった場合

**第3条** 本会が奨学生に給付する奨学生は、毎年度の一般会計に計上された予算範囲内に限るものとする。

- 2 奨学生が次の各号にいずれかに該当する場合はその資格を失い、既に給付した奨学生の過払い分を返還させることができる。
- (1) 奨学期間の途中で、休学又は、退学したとき。
  - (2) 奨学期間の途中で、除籍となったとき。
  - (3) 奨学期間の途中で、学則による懲戒処分を受けたとき。
  - (4) 申請書その他の提出書類に虚偽の記載があったと認められたとき。
  - (5) その他奨学生としてふさわしくないと甫水会会长が認めたとき。

**第4条** 本会の奨学生は、東洋大学に在学中の学生であって、次の要件を備えたものとする。

- (1) 健康であり、家計急変に伴う困難を克服し、卒業まで勉学を続行する強い意志を持っていること。
- (2) 学習活動や生活全般を通じての態度・活動が学生らしい人物であること。

**第5条** 奨学生に対する奨学生の給付は、次のとおり行う。

- (1) 奨学生は、月額30,000円とする。
- (2) 給付期間は、原則として、12ヶ月を上限とする。
- (3) 奨学生の給付は、原則として毎月25日に本会本部事務局より給付する。必要に応じて、数か月分をまとめて給付することができる。

**第 6 条** 奨学生の給付期間は、原則として奨学生採用年度限りとする。ただし、毎年3月末日の現況調査により、引き続き経済的援助の必要が認められ、かつ、本人に初志貫徹の意志ありとみとめられた場合は、所要の手続きを経て次年度に継続することができるものとする。

2 前項の奨学期間は、奨学生的父母または保護者の家計事情が好転したと認められた場合は年度の中間ににおいても、これを打切りまたは短縮することがあるものとする。

**第 7 条** 本会の会員が学生の奨学生採用を希望する時は、本部事務局に申し出て「奨学生願書」、「所得証明書」等の用紙の交付を受け、必要な書類一式を整えた上、甫水会長あてに提出するものとする。

**第 8 条** 奨学生の採用選考は、本部常任理事会が「東洋大学甫水会奨学生選考基準内規」により行い、会長が決定する。

**第 9 条** この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

## 附 則

この規程は、2024年2月3日から施行する。

# 東洋大学甫水会 奨学生選考基準内規

制定	1971年 2月 27日	
改正	1978年 5月 11日	1985年 5月 18日
	1993年 5月 22日	1994年 1月 1日
	2000年 10月 1日	2002年 4月 1日
	2014年 4月 1日	2018年 4月 1日
	2018年 11月 10日	2022年 4月 9日
	2024年 2月 3日	

**第 1 条** 東洋大学甫水会奨学生規程(以下「本規程」という。)第8条に定める奨学生の選考は、この基準により行うものとする。

**第 2 条** 選考は、次の基準により行うものとする。

- (1) 経済的困窮度の高い学生を優先する。
- (2) 本規程第4条の要件を具備した高学年の学生を優先する。
- (3) 学業成績並びにスポーツの優秀な学生を優先する。
  - ① 経済的修学困難学生における学業成績の評価基準については、東洋大学経済的修学困難者奨学生の選考基準に準ずる。
  - ② 家計急変学生における学業成績の評価基準については、東洋大学生計維持者の逝去に伴う奨学生の選考基準に準ずる。
  - ③ ①または②に当てはまらない成績優秀である就学困難者の選考については、提案に基づき常任理事会で審議する。
- (4) 志願理由に緊急性の認められるものを優先する。
- (5) 過去に、甫水会の奨学生を受けたことがない学生を優先する。
- (6) 当該年度に、東洋大学経済的修学困難者奨学生又は東洋大学生計維持者の逝去に伴う奨学生を受給していない学生を優先する。

**第 3 条** 本規程第1条2項に定める奨学生の選考は、東洋大学学長の推薦により行うものとする。ただし、推薦状と成績表(写)を提出するものとする。

**第 4 条** 奨学生の選考にあたり、次の出願資格を設ける。

- (1) 経済的修学困難学生については、東洋大学経済的修学困難者奨学生の出願資格として定める成績評価及び取得単位の下限に準ずる。
- (2) 家計急変学生については、東洋大学生計維持者の逝去に伴う奨学生の出願資格である取得単位の下限に準ずる。ただし、生計維持者の死亡を出願資格要件としない。

**第 5 条** この内規の改廃は、常任理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

## 附 則

この内規は、2024年2月3日から施行する。

# 東洋大学甫水会弔慰金に関する規程

制定 2001年4月1日  
2015年4月1日  
2021年6月1日  
2022年4月9日  
2024年2月3日

**第1条** この規程は、東洋大学甫水会の弔慰金（以下「弔慰金」という。）取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

**第2条** この規程は、東洋大学甫水会の会員（以下「会員」という。）、会員の配偶者及び学生に対して適用する。

2 天変地異の場合は、原則として適用しない。

**第3条** 会員、会員の配偶者及び学生が死亡したときは、その遺族に対して、弔慰金として3万円を送る。

**第4条** この規程による弔慰金を受けようとする者は、原則としてその事実発生時から3ヶ月以内に所定用紙に記入押印の上、請求するものとする。

2 所定用紙には、必要に応じてその事実を証明する書類を添付するものとする。

**第5条** この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

## 附 則

この規程は、2024年2月3日から施行する。

# 甫水会の「学生クラブ・サークル、学術研究援助」表彰等基準(内規)

制定	2002年 12月 14日	
改定	2003年 2月 8日	2005年 4月 23日
	2012年 5月 26日	2014年 10月 26日
	2015年 4月 1日	2018年 4月 1日
	2021年 4月 1日	2024年 2月 3日

甫水会は、本会会則第4条第2号・第3号の目的達成する為の事業として、「教育の充実強化にすること」・「学生の文化、体育活動に關すること」を定めている。

については、この事業を奨励する為に次の基準(内規)を定める。

援助  
・  
表  
彰

## 第1条 援助及び表彰対象

### (1) 文化系対象 (文化団体連合・届け出サークル)

- ① 学生部長(学生サークルの申請に基づく)からの援助金申請願いが出されたサークルについては、年1回に限り、上限30,000円を援助する。  
② 学生部長が「大学への貢献度が高く、学内外からの評価を得ている」と認めたサークル、および甫水会本部として「甫水会への協力が顕著である」と認めたサークルについては、その活動計画・実績(例:各種大会・発表会・スケジュール等)内容により、常任理事会で審議し、500,000円の範囲内で援助する。

### (2) 体育会所属運動部対象

- ① 体育強化部・準強化部が、各種の競技大会(第1部と評価されているレベル)で顕著な活躍があり、また社会的に高い評価を得て、父母(または保護者)に大きな感動を与えた「団体および個人」に表彰状を贈り、褒賞金を援助する。  
② 体育強化部・準強化部以外のサークルが、各種の競技大会(第1部と評価されているレベル)で顕著な活躍があり、また社会的に高い評価を得て、父母(または保護者)に大きな感動を与えた「団体および個人」については、関係者の意見を聞き、常任理事会で審議し、①に準じて表彰状を贈り、褒賞金を援助する。

- ③ 褒章金額については、団体・個人とも以下の金額の範囲内で援助する。

#### a) 団体

優勝=300,000円・準優勝=200,000円・第3位=100,000円

#### b) 個人

優勝=30,000円・準優勝=20,000円・第3位=10,000円

### (3) 学術研究対象 (ゼミ・研究会・研究プロジェクトチーム等)

- ① 学生のゼミ活動・研究会活動・研究プロジェクトチーム等における、学術研究に係わる作品の発表を対象として、その作品が学術的にも社会的にも高い評価を得て、父母(または保護者)に大きな感動を与えたゼミ・研究会・研究プロジェクトチーム、および個人に、文化系②・体育系③に準じて表彰状を贈り、褒賞金を援助する。

### (4) 外国学生対象 (留学生連合会・留学生弁論大会・研究発表等)

- ① 留学生連合会主催行事へ援助する。  
② 留学生の弁論大会および研究発表などに援助する。

- ⑤ この基準の(1)から(3)に該当しない学生クラブ・サークル、その他学生団体及び個人について、顕著な活動が認められ、大学から特段の要請があった場合は、表彰又は援助ができるものとする。

## 第2条 予算措置

### (1) 文化系・体育会所属運動部系・学術研究への援助・表彰に係わる予算措置。

- ① 表彰対象(1)～(4)については、原則として一般会計予算の範囲内で措置する。  
② 一般会計予算で賄えない事案については、予備費にて措置する。

### **第3条 援助の方法**

この基準による援助は原則として年1回とする。

### **第4条 基準の改廃について**

この基準の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

### **附 則**

この内規は、2024年2月3日から施行する。

# 甫水会の「学生クラブ・サークル、学術研究援助」表彰等基準(細則)

制定	2003年 2月 19日
改定	2004年 2月 27日
	2005年 4月 23日
	2021年 4月 1日
	2024年 2月 3日

甫水会の「学生クラブ・サークル、学術研究援助」表彰等基準(以下「基準」という)に関し、次の規定細則を定める。

## 第1条 表彰状、および援助金・褒賞金の授与については以下の通りとする。

- ① 文化系
  - a) 甫水会会长から、該当サークル責任者(および個人)に受け渡す。
  - b) 学生部長に受け渡しを依頼する場合もある。
- ② 体育系
  - a) 学生スポーツ協議会で承認された「体育会所属運動部」を原則として表彰の対象とするが、強化部・準強化部以外のサークルで表彰に値すると思われる活躍の場合は、基準内規1.(2)②を準用し、第1部・体育会表彰式で賞状に褒賞金を添えて、甫水会会长から授与する。
  - b) 第2部の学生該当者については、甫水会会員の学生を対象者とし、第2部・体育会表彰式で賞状に褒賞金を添えて、甫水会会长から授与する。  
また、第2部・体育会表彰式で、学生部長に賞状に褒賞金を添えて贈呈を依頼する場合もある。
- ③ 学術研究
  - a) 大学の行事(例:卒業式等)の中で、賞状に褒賞金を添えて、甫水会会长から授与する。
  - b) 甫水会議室等に授与式会場を設定して、賞状に褒賞金を添えて、甫水会会长から授与する。

## 第2条 表彰等規準(内規)で、体育会所属運動部を対象とした各競技大会の「第1部と評価されているレベル」の大会は、以下の大会を指す。

- ① 国際大会(日本代表チーム・個人)
- ② 全日本選手権大会(社会人・学生競技者を全て含む)
- ③ 全日本学生選手権大会(全日本大学・全国学生)
- ④ 全日本学生選抜選手権大会
- ⑤ 東日本選手権大会(社会人・学生競技者を全て含む)
- ⑥ 関東選手権大会(社会人・学生競技者を全て含む)
- ⑦ 東日本学生選手権大会(東日本大学)
- ⑧ 東日本学生選抜選手権大会
- ⑨ 関東学生選手権大会(関東大学・東都大学・東京都)

## 第3条 体育会所属運動部を対象とした各競技大会による、褒賞金・援助金は以下の通り査定する。

- ① 2の①~③の大会については、表彰等基準内規の1.(2)③の通りとする。  
なお、大会主催連盟から(優秀選手等)表彰された者については、個人第3位相当と査定。
- ② 2の④~⑥大会については以下の通りとする。
  - a) 団体  
優勝=200,000円、準優勝=100,000円、第3位=50,000円
  - b) 個人
    - ・優勝者=20,000円
    - ・大会主催連盟から(優秀選手等)表彰された者=10,000円
- ③ 2の⑦~⑨大会については以下の通りとする。
  - a) 団体  
優勝のみに100,000円
  - b) 個人  
優勝者および大会主催連盟から(優秀選手等)表彰された者に10,000円

**第4条** この基準（細則）の改廃は、常任理事会の承認を得るものとする。

#### 附 則

この内規は、2024年2月3日から施行する。

# 東洋大学甫水会「役員、評議員、本部事務嘱託者」 の処遇に関する規程

制定	1971年10月30日	
改正	1972年5月20日	1975年5月31日
	1977年4月1日	1981年6月1日
	1993年2月19日	1993年5月22日
	1994年1月1日	1999年10月23日
	2001年8月1日	2014年6月1日
	2015年6月1日	2018年4月1日
	2022年4月9日	2024年2月3日

**第1条** 役員、評議員、本部事務嘱託者（以下「嘱託者」という。）の処遇に関する基準は、この規程の定めるところによる。

**第2条** 役員会、評議員会の出席者に対する手当は次のとおりとする。

(1) 役員会(委員会を含む)

① 交通費

近距離居住者 … 実費  
遠距離居住者 … 出張旅費基準による。

② 日 当

理 事 会 … 3,000円  
委 員 会 … 3,000円  
常任理事会 … 3,000円

(2) 評議員会(地区長会を含む)

① 交通費 … 役員会に準ずる。

② 日 当 … 委員会に準ずる。

**第3条** 役員に対して、役員会以外の担当業務処理のため、会長の命により出勤した場合は、次の職務手当を支給する。

(1) 交通費 … 第2条を適用する。

(2) 日 当 … 3,000円

**第4条** 役員、評議員、嘱託者の出張旅費は次の基準による。ただし、この基準以外に特徴事情が生じた場合は、会長の決裁を要する。

(1) 近距離出張

① 交通費 … 実費  
② 日 当 … 3,000円

(2) 遠距離出張

① 交通費

(1) 鉄道（新幹線・在来線）・航空機を利用する場合は、経済的かつ合理的と認められる公共交通機関の経路について、実費を支給する。

(2) 鉄道は、グリーン車を除く。

(3) 特に急を要する場合の航空機は、会長の決裁により使用することができる。

(4) タクシー利用については、極力控えることとする。ただし、交通手段が無い場合や、宿泊費との比較を考慮し、認めることがある。

(5) 何れの場合も、航空券、タクシーを利用した時は領収書を提出するものとする。

② 日 当

役 員 … 3,000 円  
評 議 員 … 3,000 円 (地区長を含む)  
嘱 記 者 … 3,000 円

③ 宿 泊 費

役 員 … 12,000 円  
評 議 員 … 12,000 円 (地区長を含む)  
嘱 記 者 … 12,000 円

なお、自宅出発が午前 6 時より前になる場合、自宅到着が午後 10 時を過ぎる場合は、会長の決裁により、前日又は当日宿泊することができる。

**第 5 条 役員、評議員、嘱託者への慶弔等に関しては次の基準による。**

(1) 香典

区 分	本人	配偶者及び戸籍上の父母、子供
役 員	30,000 円と生花・花輪(時価)	10,000 円と生花・花輪(時価)
評 議 員	30,000 円と生花・花輪(時価)	10,000 円と生花・花輪(時価)
嘱 記 者	30,000 円と生花・花輪(時価)	20,000 円と生花・花輪(時価)

(2) 傷病見舞

区 分	1 週間以上入院加療	1 ヶ月以上入院加療
役 員	10,000 円	_____
評 議 員	10,000 円	_____
嘱 記 者	10,000 円	20,000 円

(3) 災害見舞

区 分	全損	半損
役 員	20,000 円	10,000 円
評 議 員	20,000 円	10,000 円
嘱 記 者	20,000 円	10,000 円

(4) 退任謝礼

- ① 役員および支部長 ..... 感謝状と記念品  
ただし、その贈呈については、理事会においてこれを定める。
- ② 副支部長および支部役員 ..... 感謝状  
ただし、当該支部長の推薦のある者とする。

**第 6 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。**

**附 則**

この内規は、2024 年 2 月 3 日から施行する。

# 甫水会 本部役員の体育会応援基準(内規)

制定 2015年 4月 1日

改定 2022年 4月 9日

2024年 2月 3日

**第1条** 本部役員(監事・顧問含む)による体育会応援については、この基準による。

**第2条** 応援対象は、原則として大学の強化部を対象とする応援とする。

**第3条** 応援にあたっては、原則として年度計画に基づき、常任理事会での事前の承認を必要とする。

**第4条** 本部からの経費支出は、次のとおりとする。

- (1) 交通費実費、宿泊費実費(上限 12,000 円)を支給する。
- (2) 日当は支給しない。
- (3) 応援する部に対して、必要に応じて祝金・激励金等(30,000 円以内)を支給する。

**第5条** 応援終了後、1週間以内に結果を文書で報告する。

**第6条** この基準(内規)の改廃は、常任理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

## 附 則

この基準は、2024年2月3日から適用する。

旅費  
・  
手当

# 嘱託者雇用に関する要綱

制定 2001年8月1日

改定 2024年2月3日

**第 1 条** この要綱は、東洋大学甫水会会則第11章事務局第42条第2項に基づき、事務局の嘱託に関する事項を定める。

**第 2 条** 嘱託の雇用は、委託する勤務の性質、勤務条件を考慮して行う。

**第 3 条** 嘱託は、1年以内の期間を定め「嘱託労働契約」を締結する。ただし、勤務成績表評価、必要人数枠等の観点により、1年、契約更新することが出来る。

**第 4 条** 嘱託者との労働契約の締結内容は、「嘱託者労働契約書及び付属書」に記載する。

**第 5 条** 嘱託の採用任免は、甫水会会长が常任理事会の議を経てこれを行う。

**第 6 条** 嘱託に採用された者は、就業規則に定めた書類を指定の日時までに事務局長を通じて会長に提出しなければならない。

**第 7 条** 就業規則については、別に定める。

**第 8 条** この要綱の改廃は、常任理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

## 附 則

この要綱は、2024年2月3日から施行する。

# 東洋大学甫水会事務局長の責任事項および権限に関する内規

制定 2010年 4月 1日

改定 2024年 2月 3日

この内規は、甫水会（以下「本会」という。）事務局長の職務に関し、その責任事項ならびに権限を定めたものである。

## 第1条 基本的事項

- 1 事務局長は、会長の命を受けて本会の運営に関する業務を掌る。
- 2 事務局長は、会長より委任された責任事項および権限の範囲内において、所管業務を遂行する責任があり、その遂行に必要な権限を保有する。
- 3 事務局長は、責任事項中の一部をその遂行に必要な権限と共に指名する職員に委任することはできるが、その遂行の状況ならびに結果に対する監督責任は負わなければならぬ。

## 第2条 財産・物品管理事項

- 1 財産・預貯金等の管理および保全
- 2 公印・公文書・重要書類等の整理および保管
- 3 什器・備品・図書・資料・消耗品等の管理および調達

## 第3条 計画・立案事項

- 1 事業計画の立案に参画し、会長を補佐する。
- 2 会長から諮問された事項について意見を上申する。
- 3 業務予定を検討し、業務実施計画を立案する。
- 4 業務改善について会長に提案する。
- 5 諸事業の内容を検討して予算・決算を立案し、会長に上申する。

## 第4条 業務実施事項

- 1 職員に対する業務執行の指導・監督
- 2 業務運営の調整および統制
- 3 職員の人事管理
- 4 決定予算の執行 1件 50万円以下
- 5 大学・関係機関との渉外および連絡調整
- 6 会員・各支部からの相談・苦情への対応処理
- 7 業務遂行状況ならびに重要事項の会長への報告

人  
事

## 第5条 補足事項

- 1 この内規に定める職務権限事項と同等もしくは軽微と判断される事項については、会長の指示ある場合を除き事務局長が処理できる。
- 2 この内規による権限の行使にあたり、事務局長に専決権のない事項については、常任理事会で協議し、業務を執行する。

## 第6条 改廃

この内規の改廃は、常任理事会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

## 附 則

この内規は、2024年2月3日から施行する。

# 東洋大学甫水会 調達規程

制定 2024年 5月25日

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規程は、東洋大学甫水会が行う本会の固定資産及び物品の調達（以下「物件調達」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 本団体における本団体以外の者から役務の提供を受ける業務の委託（以下「業務委託」という。）の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

3 前2項における物件調達及び業務委託の内容については、次のとおりとする。

(1) 物件調達

- ア 機器備品の調達
- イ その他の物品調達

(2) 業務委託

- ア 印刷請負
- イ 製造請負
- ウ その他の業務委託

(適用範囲)

**第2条** 物件調達及び業務委託に関する事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(物件調達及び業務委託の原則)

**第3条** 物件調達及び業務委託に当たっては、経済性に留意するとともに、品質、精度、期限、需要等に適応するように務めなければならない。

(物件調達及び業務委託の資料の調査)

**第4条** 事務局長は、物件調達及び業務委託の万全を期するために、市場の状況その他必要な資料を常に調査及び収集しておかなければならぬ。

(取引先の選定)

**第5条** 事務局長は、取引先を選定するに当たって、物件調達及び業務委託の内容、実施方法、時期及び経済性を考慮して、当該業務を最も適正かつ確実に実施することができると認められる者を選定しなければならない。

2 事務局長は、取引先の事業経歴、営業状態、信用、経験、技術等を十分調査し、及び学校法人東洋大学における業績も鑑み、取引の万全を期さなければならぬ。

3 取引先の選定は、競争に基づいて行うことを原則とする。

(取引の停止)

**第6条** 次の各号のいずれかに該当した取引先については、一定期間又は以後の取引を停止する。

(1) 事業経歴等の調査に当たり虚偽の申告をしたと認められる者

(2) 入札又は見積りに当たり談合その他を行い、本団体に不利益を及ぼしたと認められる者

(3) 契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは業務を粗雑にした者又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為があったと認められる者

(4) 正当な理由なく履行期限を遅らせた者

(5) その他本団体に不利益を及ぼす行為をしたと認められる者

(6) 第16条第1号から第7号までの事由が生じた者

2 前項に規定する取引停止期間は、甫水会長が決定する。

## 第2章 調達

(物件調達及び業務委託の申請手続)

**第7条** 事務局長は、物件調達を要するとき、業務委託を要するときは、調達内容又は業務委託内容を甫水会長に報告する。

2 多額の経費を要するもの又は特に審議を要するものについては、別途理由書を提出する。

(調達申請書及び業務委託申請書の審査)

**第8条** 事務局長は、次の各号に掲げるものについて審査を行い、所定の手続をとる。

- (1) 調達方法の有無
- (2) 支出を伴うものは予算根拠
- (3) 一括して調達するものは数量の適否
- (4) 希望納期及び仕様等調達上必要な事項
- (5) 勘定科目、予算科目その他の経理上必要な事項  
(予算執行権限)

**第9条** 事務局長は、権限額を超えて調達をするときは、入札、見積合せ等に基づき、調達先及び金額等所要事項を記入したものにより甫水会長の承認を得る。

## 第3章 契約

(発注の原則)

**第10条** 物件調達及び業務委託の発注は、契約書又は注文書により行う。ただし、軽微なものについてはこの限りでない。

(契約書、注文書及び注文請書)

**第11条** 契約の締結に当たっては、当該物件調達及び業務委託についての内容、契約金額、履行期限、支払条件その他必要な事項を記載した契約書又は注文書を作成しなければならない。

2 契約金額が1件200万円を超えるものについては、契約書により行う。

3 契約金額が1件50万円を超え200万円以下のものについては、注文書により行い、取引先から注文請書を提出させなければならない。この場合において、注文書及び注文請書に代えて契約書によることができる。

4 即時完了する取引及び契約金額が1件50万円以下のものについては、契約書、注文書及び注文請書の締結を省略することができる。

5 前項にかかわらず契約の内容により取引先所定の書式に基づく契約が必要な場合は、内容を確認の上、締結する。

6 契約書は甫水会長名義とし、注文書及び1件200万円以下の契約書は事務局長名義とする。

7 業務委託内容において、個人情報を取り扱う場合には、本法人が定める「業務委託等に伴う個人情報の秘密保持及び安全管理に関する契約書」を受託者と締結しなければならない。ただし、受託者と締結する契約書に個人情報の保護に関する内容を定めている場合は、この限りでない。

8 業務委託期間については、製造の請負を除き一事業年度内の期間とする。ただし、事務局長が業務委託を継続させる必要があると判断する場合には、契約書に定めた契約期間終了までに継続の承認手続を完了する。また、別段の意思表示がない場合、同一条件で継続する契約については、契約書記載の期限前までに継続の承認手続を完了する。

(再委託)

**第12条** 物件調達及び業務委託においては、受託者は一括して第三者に再委託させることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず業務の一部を第三者に委託する場合で、契約書に再委託事項を定めた上で受託者からの書面による申出があり、かつ、本団体が書面で承諾したときは、この限りでない。
- 3 受託者が業務の一部を第三者に再委託した場合は、当該第三者の行為は、受託者の行為とみなす。

(単価の契約)

**第13条** 事務局長は、一会计年度内における隨時の調達を容易にし、又はこれを経済的にするため必要と認めるときは、一定期間を通じあらかじめ一定の単価をもって契約をすることができる。

(契約履行の管理)

**第14条** 事務局長は、製造の請負、委託した業務の履行について、必要に応じ受託者から進行状況を報告させる等、常に適切な管理をしなければならない。

(契約の変更)

**第15条** 事務局長は、契約の締結後、契約の変更を必要とする事由が生じたときは、轻易な仕様の変更等を除き、所定の手続をとらなければならない。

- 2 前項に規定する処理に当たっては、第12条の規定を準用する。

(契約の解除)

**第16条** 事務局長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちに契約を解除する。

- (1) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき。
- (2) 財産の強制執行、仮差押、仮処分等の保全処分を受けたとき。
- (3) 不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (4) 整理、解散、会社更正若しくは民事再生手続の開始又は破産の申立てを行ったとき。
- (5) 契約内容に違反したとき。
- (6) 直接又は間接に反社会的勢力と関与していることが判明したとき。
- (7) その他契約の解除を必要とする事由が発生したとき。

(指名競争入札)

**第17条** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、指名競争入札を行う。

- (1) 予定価格が1,000万円を超える製造の請負、物件の調達並びに業務を委託するとき。
  - (2) その他入札を行うことが適当であると認めるとき。
- 2 入札を行うときは、原則として3者以上の入札参加者を指名しなければならない。

(入札方法)

**第18条** 入札を行うときは、次の各号に掲げる事項を入札参加者に通知しなければならない。

- (1) 入札を行う事項
- (2) 入札の実施日時、場所及び方法
- (3) 入札価格内訳明細書の要否
- (4) 落札者の決定方法
- (5) 見積用交付書類
- (6) 支払条件
- (7) 納期、契約期間及び納入方法
- (8) その他必要な事項

(入札予定価格)

**第19条** 入札に当たっては、原則としてあらかじめ入札を行うものの予定価格を仕様書等により適切に設定し、入札予定価格書を事務局長名及び浦水会長名で作成しておかなければならない。

- 2 入札予定価格書は、開封されるまで漏えいする事がないよう、保管しておかなければならぬ。  
 (入札書の開封等)

**第20条** 入札書の開封は、事務局長が行う。

- 2 一旦提出した入札書については、引換、変更又は取り消すことができない。  
 3 入札参加の条件に違反した入札は、無効とする。  
 (落札者の決定)

**第21条** 開封の結果、入札予定価格以内であって、最低価格の入札者を落札者とする。

ただし、特別の事由により最低価格の入札者と契約を結ぶことが適当でないと認められるときは、この限りでない。

(再入札)

**第22条** 開封の結果、全入札指名業者の入札価格が入札予定価格を超えたときは、当該入札者、その他の者によって再入札を行うことができる。

- 2 前項の規定により再入札の結果、なお落札者が決定しないときは、当該入札は無効とする。  
 (抽選)

**第23条** 落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

(競争見積方式による随意契約)

**第24条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、競争見積方式による随意契約（以下「随意契約」という。）とすることができる。

- (1) 予定価額が1,000万円以下のものであるとき。  
 (2) その他入札を行うことが適当でないとき。  
 2 前項第2号による手続に当たっては、その理由を明確にしておかなければならぬ。  
 3 随意契約は、次条に規定するものを除き、競争見積り合わせにより行う。  
 (1) 予定価格が50万円を超えるものについては、3者以上から見積書を求め、その内容を審査して発注先を決定する。  
 (2) 予定価格が10万円を超えるものについては、2者以上から見積書を求め、その内容を審査して発注先を決定する。  
 (特命随意契約)

**第25条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、1者を特定した特命随意契約とすることができる。

- (1) 予定価格が10万円以下のものであるとき。  
 (2) 緊急の場合において入札を行うことができないとき。  
 (3) 契約の性質又は目的が入札に適さないとき。  
 (4) 特許製品又は固有の専門製品を必要とするとき。  
 (5) 物件調達又は業務委託が継続して行われなければならないとき。  
 (6) 入札を行って入札者又は落札者がいないとき。  
 (7) 落札者が契約を締結しないとき。  
 (8) その他特命随意契約にせざるを得ないとき。  
 2 前項第2号から第8号までによる手続に当たっては、特命随意契約とする理由を明確にしておかなければならぬ。

## 第4章 検収

(完成引渡書、納品書又は完了報告書の提出)

**第26条** 事務局長は、製造が完了したとき、購入物件が納入されたとき又は委託した業務が完了したときは、契約の相手方から完成引渡書、納品書又は完了報告書を提出させなければならない。

(検収の実施)

**第27条** 事務局長は、前条の規定により完成引渡書、納品書又は完了報告書の提出を受けたときは、契約条項、仕様書等に従って検収を行わなければならない。

- 2 前項の検収については、あらかじめ検収者を定め、受領した完成引渡書、納品書又は完了報告書に検収日及び検収者を記すとともに検収印を押印する。
- 3 検収者は、検収についてその責任を負う。
- 4 検収に当たっては、必要に応じ関係者が立会う。
- 5 検収者は、検収結果について事務局長に報告をしなければならない。ただし、完成引渡書、納品書又は完了報告書に検収印を押すことをもって、報告に代えることができる。

(検収の分割)

**第28条** 製造の既済部分、又は物件の既納部分に対し分割して支払をしようとするときは、既済部分に対する出来高報告書又は既納部分に対する納品書を要求し、検収を行わなければならない。

- 2 前項の検収は、前条の規定を準用する。

第5章 その他

(規程の所管)

**第29条** この規程の所管は、東洋大学甫水会事務局とする。

(規程の改正)

**第30条** この規程の改正は、理事会の議を経て評議員会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、2024年5月25日から施行する。

以上